

浅口市監査公表第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定による監査請求について、同条第4項の規定により監査を行ったので、その結果を次のとおり公表する。

令和元年7月4日

浅口市	監査委員	円尾	純也
同		大西	恒夫

浅監第 51 号
令和元年 7 月 3 日

請求人
(氏名省略) 様

浅口市 監査委員 円尾 純也
同 大西 恒夫

浅口市職員措置請求に係る監査の結果について (通知)

令和元年 5 月 7 日付けで地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。) 第 242 条第 1 項の規定により提出された浅口市職員措置請求について、監査した結果を同条第 4 項の規定により、下記のとおり通知する。

記

1 請求の受付

(1) 請求人

住所 (住所省略)

氏名 (氏名省略)

(2) 請求書の提出日

令和元年 5 月 7 日

(3) 請求の内容

請求人が提出した浅口市職員措置請求書の内容は、次のとおりである。

住民監査請求書

浅口市監査委員様

令和1年5月7日

提出者 住所 (住所省略)

職業 (職業省略)

氏名 (氏名省略)

(趣旨)

平成30年5月27日浅口市民体育祭金光大会が開催された。

その開催に係る経費支出が下記に示す通り適性に行われているか疑われるものがある。

よって監査委員は市長に対し次のことを勧告するよう求める。

「市長は関係機関に対し、不当な公金支出行為に必要な措置を講ずること」

(理由)

1) 平成31年4月2日に「平成30年度浅口市民体育祭金光大会に関するすべての文書」の開示を浅口市教育長あて開示請求し、平成31年4月16日付けで部分開示決定がなされ、平成31年4月19日に開示された文書(以下、本件開示文書という)第1号証、第2号証が示すとおり、他業者から「相見積もり」も取らず、「価格調査」をするでもなく、「市内業者であり実績があるため。」という、何ら合理的な説明とならない選定理由のみで、どの店でも購入できる物を言い値で発注するのでは担当課による発注調整の疑いを拭えない。

本件開示文書を見る限り、この様な事例が多々ある。

2) 本件開示文書第3号証、第4号証、第5号証が示すとおりホームセンターなどの店でも販売している商品を、わざわざ、それぞれの販売店に商品を振り分けて見積もりさせ、発注しているが、この事も担当課による発注調整の疑いを拭えない。

3) 本件開示文書第6号証「起案書<表題>浅口市民体育祭金光大会の団体賞について」に示す通り、団体賞は賞金に他ならない。

浅口市民体育祭金光大会は自由参加、オープン参加、団体参加、金光町にし

かない「区」としての選抜選手が参加する地区参加が混在しており、単なる自治組織でしかない「区」に対する賞金の支払いは妥当でなく、「区」が賞金を受け取っても、区内の公平性に関しても扱いに困る。

また、浅口市民体育祭金光大会の競技に対する自由参加、オープン参加、団体参加については市民に十分な広報、告知がなされておらず、市民が自由に参加できるものではない。

地方自治法 242 条 1 項の規定により、別紙事実証明を添付の上必要な措置を請求します。

添付書類

事実証明書

第 1 号証、第 2 号証、第 3 号証、第 4 号証、第 5 号証、第 6 号証については平成 31 年 4 月 2 日に「平成 30 年度浅口市民体育祭金光大会に関するすべての文書」の開示を浅口市教育長あて開示請求し、平成 31 年 4 月 16 日付けで部分開示決定がなされ、平成 31 年 4 月 19 日に開示された文書である。

(以上、内容は原文のまま掲載、ただし、添付書類は省略した。)

また、令和元年 6 月 4 日に請求人から以下の事実証明書が追加提出された。

追加 1 第 1 号証 浅口市財務規則抜粋

追加 2 第 2 号証 平成 30 年度浅口市民体育祭金光大会において浅口市財務規則第 119 条、121 条に反して支出されたことを示す文書

(平成 31 年 4 月 19 日に開示された文書)

追加 3 第 3 号証 平成 30 年度浅口市民体育祭鴨方大会では浅口市財務規則に則った見積徴収が行われていることを示す文書

但し、地方自治法施行令及び浅口市財務規則第 120 条に違反している

(令和 1 年 5 月 21 日に開示された文書)

(各書類省略)

(4) 請求の受理

本件措置請求については、法第242条に規定する所定の要件を具備しているものと認め、令和元年5月14日に、請求書の受付日付けでこれを受理することを決定した。

2 監査の実施

(1) 監査対象事項

本件措置請求書から、請求人が求める措置内容を次のように解した。

- ① 理由1)、2)について、浅口市民体育祭金光大会における参加賞、賞品、その他大会運営に必要な消耗品等の購入にあたり、合理的な理由もなく見積書を徴取していないこと、あるいは1者からしか徴取していないことは発注調整の疑いがあり不当である。
- ② 理由3)について、浅口市民体育祭金光大会は自由参加、オープン参加ができるにも関わらず、大会の広報が十分でなく、誰でも自由に参加できるとは言えない。このような大会において単なる自治組織である区へ団体賞としての賞金を支出することは公平性があるとは言えず、不当な公金支出である。
よって、これらの不当な公金支出行為に対して必要な措置を講ずることを求める。

(2) 監査対象部局

教育委員会事務局金光分室

(3) 請求人の証拠の提出及び陳述

法第242条第6項の規定に基づき、請求人に対し、令和元年6月4日に新たな証拠の提出及び陳述の機会を与えた。その際、同条第7項の規定に基づき、教育委員会事務局金光分室の職員（以下「関係職員」という。）を立ち会わせた。

なお、新たな証拠として、住民監査請求に係る事実証明書の追加提出があった。（趣旨における添付書類追加1～追加3のとおり）

陳述の要旨は、おおむね次のとおりである。

- ① 理由1)、2)について、浅口市財務規則第121条には、「なるべく2人以上の者から見積書を徴さなければならない」とあるにも関わらず、当

該規則に則った運用がなされておらず不当である。

- ② 理由3) について、浅口市民体育祭金光大会にはオープン参加、団体が自由に参加できる種目があり、単なる自治組織である区から選手を選抜することは妥当でない。また、団体賞として支出する賞金は市の税金を使うものであるため、多くの者に参加賞品として配分されるべきであり、単なる自治組織である区へ支出することは妥当でない。

(4) 関係職員の陳述

令和元年6月4日に関係職員から陳述の聴取を行った。その際、法第242条第7項の規定に基づき、請求人を立ち会わせた。

陳述の要旨は、おおむね次のとおりである。

- ① 第1号証は浅口市民体育祭金光大会で出される飲み物の購入についてであり、納品日時、場所、そして冷蔵状態で納品するという条件があり、それを満たす業者に依頼したものである。
- 第2号証は記念品タオルの発注であり、金光公民館のロゴを印刷したタオルを配るもので、発注から納品までの期間が限られていることから、版下を持っている業者へ依頼をしたものである。
- 第3～5号証について、ホームセンターから大会賞品を購入しているものであるが、職員が現地で価格調査を行っており、なるべく安く、また、参加者のニーズを満たせるよう、多様な賞品を購入したものである。
- ② 第6号証について、大会規約に定めた地区対抗競技に対する団体賞として支出したものである。

3 監査の結果

(1) 事実関係の確認

① 関係法令等

(ア) 地方自治法

第234条 売買、貸借、請負その他の契約は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法により締結するものとする。

2 前項の指名競争入札、随意契約又はせり売りは、政令で定める場合に該当するときに限り、これによることができる。

(イ) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）

第167条の2 法第234条第2項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 売買、貸借、請負その他の契約でその予定価格（貸借の契約にあつては、予定貸借料の年額又は総額）が別表第五上欄に掲げる契約の種類に応じ同表下欄に定める額の範囲内において普通地方公共団体の規則で定める額を超えないものをするとき。

（以下省略）

(ウ) 浅口市財務規則（平成18年浅口市規則第47号。以下「規則」という。）

第120条 令第167条の2第1項第1号の規定により随意契約によることができる場合は、別表第4左欄に掲げる契約の種類に応じ同表右欄に定める額を超えないものをするときとする。

第121条 市長は、随意契約によろうとするときは、なるべく2人以上の者から見積書を徴さなければならない。ただし、市長が特にやむを得ないと認めたときは、この限りでない。

別表第4（第120条関係）

1	工事又は製造の請負	130万円
2	財産の買入れ	80万円
3	物件の借入れ	40万円
4	財産の売払い	30万円
5	物件の貸付け	30万円
6	前各号に掲げるもの以外のもの	50万円

②本件公金支出行為に係る事実（事実を確認した書類）

支出負担行為兼命令書

件名	発注起案書 又は発注何 決裁日	支払額 (円)	支払日 (精算日)	支払先
大玉 緑	H30. 4. 4	45,000	H30. 5. 15	A
風車 外	H30. 4. 10	40,402	H30. 6. 5	B
4/20 体育祭プログラム	H30. 4. 11	22,852	H30. 6. 5	C
5/27 体育大会医師謝金	H30. 4. 17	35,000	H30. 6. 25	D
市民体育祭金光大会地区謝金(12地区)	H30. 4. 19	120,000	H30. 4. 27 (H30. 6. 5)	E
タオル外	H30. 4. 25	88,964	H30. 6. 5	F
フオグジェッター 借上げ料	H30. 4. 26	10,238	H30. 6. 15	G
6/12 帽子ほかクリ ーニング代	H30. 4. 29	25,466	H30. 7. 5	H
浅口市民体育祭金光大会団体賞	H30. 5. 1	79,000	H30. 5. 11 (H30. 6. 5)	E
水引金封	H30. 5. 1	560	H30. 6. 5	F
キレイキレイ外	H30. 5. 8	35,998	H30. 6. 5	I
両口ハンマー3.5 kg	H30. 5. 8	3,880	H30. 6. 5	F
5/16 色上質紙	H30. 5. 8	2,573	H30. 6. 5	C
体育祭賞品 ファ ブリーズほか	H30. 5. 11	29,548	H30. 6. 25	I
体育祭賞品 消臭 剤ほか	H30. 5. 18	41,318	H30. 6. 15	F
体育祭賞品 ジュ ース	H30. 5. 18	37,200	H30. 6. 15	J
体育祭賞品 タオ ル	H30. 5. 20	49,500	H30. 6. 15	A

体育祭賞品 石鹸 ほか	H30. 5. 20	23, 809	H30. 6. 15	K
浅口市民体育祭金光 大会係員昼食弁 当代	H30. 5. 22	110, 000	H30. 11. 5	L
キッチンスケール ほか	H30. 5. 23	9, 754	H30. 6. 15	M
係員飲物	H30. 5. 23	57, 660	H30. 6. 15	J
ゼッケンほか	H30. 5. 26	38, 800	H30. 6. 15	A
ボールペンほか	H30. 5. 26	12, 100	H30. 6. 15	N
6/8 商品券	H30. 6. 6	31, 500	H30. 6. 25	O

(2) 判断

①浅口市民体育祭金光大会の開催に係る公金支出行為の不当性について

地方公共団体が行う契約は、原則一般競争入札による締結とされ、随意契約によることができるのは、令第167条の2第1項第1号から第9号に該当する場合に限られている。このうち、第1号は「予定価格が別表に掲げる契約の種類に応じ同表に定める額の範囲内において普通地方公共団体の規則で定める額を超えないものをするとき」であり、本市においては、規則第120条で定めている。

また、見積書の徴取について、規則第121条では、「市長は、随意契約によろうとするときは、なるべく2人以上の者から見積書を徴さなければならない。ただし、市長が特にやむを得ないと認めたときは、この限りでない。」と定めている。物品の納入に特別な条件がある、あるいは店頭での価格調査を行っていることから、見積書を徴取していないこと、あるいは1者からしか徴取していないことだけで不当であるとは言えない。

②自治組織である区に対する賞金支出の不当性について

浅口市体育祭金光大会において、地区対抗種目を設け地区で得点を競い、地区へ賞金を支出することは、自治体の裁量の範囲内のことであり、金額も社会通念上高額とは言えないため、不当な支出とは言えない。

4 結論

監査対象事項として挙げた①②について

いずれも財務会計行為として公金の支出はあるが、監査の結果、違法性、不当性は認められないため、棄却する。

5 意見

監査の結果は以上のとおりであるが、次のとおり意見を述べる。

地方自治法では地方公共団体が行う契約は、一般競争入札によることを原則とし、契約内容、契約予定額、緊急性など法令で認められる範囲において指名競争入札や随意契約が可能と規定されているが、競争性、公正性、透明性を市民に明確に示せるよう、実務における具体的な基準を設けるなど、適正な事務執行に努められたい。